

フィリピン国 パッシグ・マリキナ川河川改修事業（Ⅲ）
環境レビューに対する助言

助言案検討の経緯

ワーキンググループ会合

- ・ 日時：2011 年 9 月 12 日（月）14:00～16:39
- ・ 場所：JICA 本部（会議室：1 階 111 会議室）
- ・ ワーキンググループ委員：岡山委員、高橋委員、満田委員、村山委員
- ・ 議題：フィリピン国「パッシグ・マリキナ川河川改修事業（Ⅲ）」環境レビュー方針についての助言案作成
- ・ 配付資料：
 - 1) 環境レビュー方針
 - 2) 環境影響評価（EIS）報告書・承認レター
 - 3) 補足環境影響評価（Supplemental EIS）報告書
 - 4) 住民移転計画（RAP）
 - 5) 協力準備調査 主報告書（ドラフト）
- ・ 適用ガイドライン：国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2010 年 4 月）

全体会合（第 17 回委員会）

- ・ 日時：2011 年 10 月 3 日（月）14:30～17:30
- ・ 場所：JICA 本部（会議室：2 階 229 テレビ会議室）

上記の会合にて助言を確定した。

助言

全体事項

1. 非構造物対策、構造物維持管理（MOA）体制整備、洪水対策委員会（FMC）設立等について、スケジュールを含め、本事業との関係を確認すること。
2. 無秩序な河川内開発への対処及び移転対象者の特定等にかかる、河川境界の明確化の必要性とその対応方針について確認すること。

環境影響について

3. 工事の石材搬入、土砂移動などに伴う粉塵等の大気汚染等の影響を確認すること。

4. 廃水や有害物質を含む廃棄物の現在の処理が必ずしも望ましい状態にないことから、これらが整備対象である河川に与える影響を確認すること。
5. 「土壌・地下水汚染」については、浚渫物に有害物が混入する可能性があるため、土壌・地下水汚染を防止する施設や処理方法であることを確認し、必要に応じて周辺環境への対策の強化を検討すること。

社会影響について

6. 工事によるマリキナ川下流部の歩道利用への影響、河川公園を維持管理用アクセス道路として使用することによる周辺住民への影響を確認すること。

環境管理計画について

7. 補足環境影響評価（Supplemental EIS）報告書 6.3 の環境管理計画の項目と 6.2 の対策との対応関係が明確でないため、個々の対策との関係を確認し、必要に応じて補完するようにすること。
8. 補足環境影響評価（Supplemental EIS）報告書 7.2 「環境モニタリング計画」のうち、5 および 6 の「掘削・浚渫物の発生ならびに処理・再生利用」に関して、今後の方針を確認すること。

住民移転について

9. 住民移転は、過去の教訓を反映して実施すべきである。住民協議で過去の移転先の不備に関する意見も出ていることから、本事業において、過去に移転させられた住民が現在置かれている状況、生計回復の状況を、ネガティブな情報も含めて確認すること。また、それを踏まえた住民移転計画となっているかどうか確認すること。
10. 移転者への生計回復手段及び LGU (Local Government Unit) が実施する移転事業の状況について確認し、移転者が補償オプションを選択するに当たり十分な情報が提供されるようにすること。
11. 58 世帯の移転について、移転先や条件等の情報を十分に得た上で、移転に係る合意がなされることを確認すること。
12. 苦情処理を担当する組織の表現が漠然としている感があるため、苦情処理委員会に相当する組織が形成され、被影響住民のメンバーが加わる形となることを確認すること。

その他

13. 河川上流部での将来計画（ダム、遊水地など）と本事業との整合性、及び将来計画の実現可能性を確認すること。

14. 流域全体の治水と本事業に関連する課題について、FMC が LIAC (Local Inter-Agency Committee) と連携を行いつつ検討するような体制になることを確認すること。

以上